

令和8年度金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰実施要領

1. 概要

金沢市では、仕事と生活の両立の促進や労働環境の改善や整備等に積極的に取り組み、具体的な成果につなげている先進的な事業所を募集し、表彰するとともに、その取組事例を広く紹介することにより、本市の労働福祉の向上を図ります。

2. 表彰の対象となる事業所

本市の区域内に存する事業所で、下記のいずれかに該当する事業所です。
(金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰要綱第2条)

- ① 派遣社員等の非正規労働者の正規雇用化を推進している事業所
- ② 障害者の雇用の拡大に取り組んでいる事業所
- ③ 高齢者の雇用の拡大に取り組んでいる事業所
- ④ 女性を役職に登用すること等の女性の活躍を推進している事業所
- ⑤ 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を推進している事業所
- ⑥ 環境、教育、子育て等の分野における社会貢献活動に取り組んでいる事業所
- ⑦ 従業員の健康づくりを推進している事業所
- ⑧ テレワーク等の多様な働き方を推進している事業所
- ⑨ その他労働環境の改善、雇用問題の解決等に取り組んでいる事業所

3. 募集の方法

募集は、自薦又は推薦により行います。
応募用紙に添付資料を添えて、メールまたは郵送で提出してください。

【応募書類】

- ◆ 金沢市はたらく人にやさしい事業所 応募用紙
- ◆ (推薦の場合のみ) 金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰 推薦状
- ◆ 提出書類
 - 一般事業主行動計画の写し
 - ※次世代法に基づく計画は従業員数 21 人以上の事業所は必須
 - 女性活躍推進法に基づく計画は従業員数 101 人以上の事業所は必須
- ◆ 添付資料
 - i 事業所概要に関する資料（企業 PR パンフレット、就業規則等）
 - ii 取組内容等に関する資料（新聞記事、社内研修資料、社内通知等）

【応募期間】

令和8年7月1日（水）から9月30日（水）まで（※）

※10月16日（金）までに応募期間を延長しました。

4. 選考方法

応募期間終了後、外部有識者等からなる「金沢市はたらく人にやさしい事業所選考委員会」による審査の結果に基づき、表彰の可否を決定します。

また、表彰対象事業所のうち、特に著しい成果を挙げたと認められる事業所や、他企業への高い波及効果が期待できる取組を実施したと認められる事業所を「特別優秀賞」として表彰します。

【審査内容】

- ◆ 応募書類審査
- ◆ プレゼンテーション審査

応募事業所は、上記審査を行う審査会にご出席ください。

審査日時は別途お知らせします。(令和8年11月～12月実施予定)

審査前に応募用紙の記載内容等について、事務局(商工労働課)で確認します。

5. 表彰式(予定)

開催時期 令和9年1月

【提出・問合せ先】

金沢市経済局商工労働課(金沢市役所 第1本庁舎5階)

所在地 : 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話 : 076-220-2199

受付時間 : 9:00～17:45 /月～金曜日(閉庁日を除く)

メール : syoukou@city.kanazawa.lg.jp

※応募用紙、過去の受賞事業所・評価項目など詳細は、
金沢市公式ホームページ「金沢市はたらくサイト」に掲載しています。